

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 6 年 7 月 5 日

郡上市長 山川 弘保

記

【実質化された人・農地プラン】

1. 協議の場を設けた区域の範囲

和良・上沢 地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 6 年 5 月 1 5 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

2 経営体数

法人 1 経営体

個人 1 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 対象地区の課題

- ・農業経営については、自らで農業経営を行う、又は基幹作業の一部を自らで行う農家がいるが、農業後継者が未定のため経営規模を縮小する又はやめる予定の農家が多数（16 名）いるため、農地の遊休化が進む恐れがある。
- ・地区内で大規模作業受託する担い手がないため、地区内の個人農家や外部の担い手に個別委託している農家が多く、安心して委託できる地区内の担い手が不在である。
- ・農地維持については、用水路の泥上げ、畦畔草刈りなどの保全活動を後継者に求める農家が多い。現在、上沢地区の農事改良を中心に景観保全活動が行われ今後、農業者が減少する中で農地・景観の維持保全に関わる人材が不足する恐れがある。

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・今後も自らで農業経営を行う、又は基幹作業の一部を自らで行う農家を中心に農業経営を行う。しかし、農業経営が継続できない状況が生じた場合には担い手への作業委託について検討する。

- ・農業経営を継続できない場合には、地区関係者と担い手との話し合いにより農地中間管理事業の活用も検討し、農地の貸付先を協議する。農地中間管理事業を活用する場合、担い手との連携を図り、担い手の安定した農業経営を支援するためまとまった農地の貸付を検討する。

- ・農地、景観の維持保全については、国県の事業を活用し、地区住民が無理なく協力して取り組める体制づくりを目指す。

6. 5の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

- ・農地の貸付け等の意向

新たに貸付け等の意向が確認された農地は約 1.8 h a（18 筆）であった。あわせて、現在、農業経営を行うが後継者が未定の農家の耕作地が遊休化されないよう、担い手（集落営農組織を含む）や規模拡大を希望する農業者への作業委託や貸付が促進されるよう継続した協議を行う。

- ・農地中間管理機構の活用方針

担い手への貸し付けを希望する農地については、農地中間管理事業の活用について地主に理解が得られるよう説明し、理解を得られた農地から担い手への貸し付けを行う。また、農地貸付協議の際は、担い手の経営安定化（作業の効率化）を支援するため、地区役員だけでなく農業委員、農地最適化推進委員などの農業関係者や担い手と情報連携をとりながら、まとまった農地の貸し付けを行うことができるよう検討を行う。

- ・基盤整備への取組方針

農業生産基盤の向上を図るため、県営中山間地域総合整備事業など国県の事業を活用し、担い手の意見を参考にして早期の用排水路や農道等整備を進める。